

平成22年度食品安全委員会運営状況報告書

平成23年6月

食品安全委員会

目 次

I 総 論	1
II 平成22年度における委員会の取組	2
1 委員会の運営全般	2
(1) 会議の開催	
(2) 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成23年度食品安全委員会運営計画の作成	
2 食品健康影響評価の実施	4
(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
(2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
(3) 「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施	
(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
(5) 食品健康影響評価技術研究の推進	
3 リスクコミュニケーションの促進	10
(1) 意見交換会等の開催	
(2) 情報の提供・相談等の実施	
(3) 科学的な知識・考え方の普及啓発の実施	
(4) リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援	
(5) 食品安全モニターの活動	
(6) 関係府省、地方公共団体との連携	
4 緊急の事態への対処	13
(1) 緊急時対応訓練の実施	
(2) 緊急事態への対処体制の整備	
(3) 主な緊急事態への対応	
5 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	14
(1) 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
(2) 国際協調の推進	
(3) 外部の専門家とのネットワークの形成	
6 食品の安全性の確保に関する調査	15
III 平成22年度における委員会の運営状況の総括	16

資料 1	食品健康影響評価の審議状況	18
資料 2	委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	19
資料 3	平成 22 年度食品健康影響評価技術研究採択課題	54
資料 4	平成 21 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧	55
資料 5	平成 23 年度食品健康影響評価技術研究の対象領域	56
資料 6	平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧	57
資料 7	平成 22 年度に開催した意見交換会	59
資料 8	外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席	61
資料 9	海外研究者及び専門家の招へい	62
資料 10	平成 22 年度食品安全確保総合調査一覧	63
参考資料	平成 23 年度食品安全委員会運営計画 (平成 23 年 3 月 31 日食品安全委員会決定)	64

I 総論

平成22年度は、「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を確実に進めた。

具体的には、委員会は、平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日食品安全委員会決定）に基づき、事業全般を精力的に推進するほか、特に、（1）平成21年9月に新たに設置された消費者庁との関係において、科学に立脚した委員会の役割を明確化するため、（2）消費者など国民に対する科学的知見に基づく情報・見解の適時適切な発信に向けて、食品の安全性に関する情報を目的を持って的確に把握し、科学的評価等を迅速かつ正確に実施した上で、評価結果等の消費者など国民全体への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行うことによって、（3）科学的知見に基づく「情報収集・整理」、「評価」及び「勧告・広報」の各機能の十分な発揮及び有機的な連携の強化を更に図ることとし、特に、以下の事項を個別重点事項として掲げ、各事業の積極的な展開を図った。

- ① 国民に対して適時適切な情報発信等を行うため、リスク管理機関からの評価実施要請に基づく食品健康影響評価の実施のほか、必要性・緊急性に応じて、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、リスク管理機関に対する意見、委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の実施等の取組の活性化により、食品の安全性に関する科学的情報・見解を更に積極的に国民に提供する。
- ② 食品健康影響評価について、引き続き「食品安全委員会の改善に向けて」の着実な実施等により迅速化・質の向上を図る。
特に、自ら評価について、国民のニーズを踏まえて質の高い評価を積極的に進めていくため、
ア 案件選定について、過去の案件決定の審議において評価案件とならなかった案件候補等の活用、情報収集と評価実施の体系的連携等について検討するとともに、
イ 説明の工夫等により、評価結果及びこれに至る過程について国民の更なる理解を得るよう情報発信する。
- ③ リスクコミュニケーションについて、リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援、ビジュアル化した資料の作成・活用、ホームページの充実等を進めるなど、広く国民に対して、科学的な食品健康影響評価の考え方、プロセス及び結果を分かりやすく伝達することに重点を置く。
- ④ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（モニタリング）について、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して行う。
なお、勧告・意見申出等については、必要に応じた活用に向けた考え方の整理を行った。

Ⅱ 平成22年度における委員会の取組

1 委員会の運営全般

(1) 会議の開催

① 委員会会合の開催

平成22年度において、51回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から公開で開催した。

平成23年3月20日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として食品安全委員会に専門委員及び専門参考人を招へいして5回に及ぶ調査審議を経て、同月29日付けで「放射性物質に関する緊急とりまとめ」をとりまとめ、厚生労働省に通知した。本件については、今後も継続して食品健康影響評価を行うこととした。

② 企画専門調査会の開催

平成22年度において、企画専門調査会を4回開催した。(第34回～第37回会合)

6月9日の第34回会合では、平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成21年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について審議し、了承された。

9月28日の第35回会合、12月16日の第36回会合及び2月8日の第37回会合では、委員会の「自ら評価」の案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「加熱時に生じるアクリルアミド」について委員会に報告した。

また、第36回会合では、併せて平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について審議を行った。

平成23年2月16日の第37回会合では、平成23年度食品安全委員会運営計画(案)について審議し、了承された。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成22年度において、リスクコミュニケーション専門調査会を3回開催した。(第49回、第50回会合及びリスクコミュニケーション専門調査会・緊急時対応専門調査会合同会合)

4月2日の第49回会合では、平成22年度の委員会によるリスクコミュニケーションの取組に係る運営計画及び食品安全確保総合調査(リスクコミュニケーション分野)について審議を行った。

平成23年1月7日の第50回会合では、平成22年度の委員会のリスクコミュニケーションの実施状況及び食品安全委員会が「自ら評価」を行う案件の選定過程において国民への情報提供を行うこととされた危害要因への対応について審議を行った。

3月30日のリスクコミュニケーション専門調査会・緊急時対応専門調査会

合同会合では、緊急時におけるリスクコミュニケーションについて審議を行った。

④ 緊急時対応専門調査会の開催

平成22年度において、緊急時対応専門調査会を2回開催した。(第32回会合、リスクコミュニケーション専門調査会・緊急時対応専門調査会合同会合)

8月30日の第32回会合では、平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練について審議し、了承されたほか、委員会緊急時対応手順書(仮称)(案)の内容について検討した。また、緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について検討し、「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について(修正案)」及び「緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けめやす(追加修正案)」が了承された。

3月30日のリスクコミュニケーション専門調査会・緊急時対応専門調査会合同会合では、東日本大震災における委員会及び事務局の緊急時対応やリスクコミュニケーションについて検討を行った。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を行うため、平成22年度においては、添加物専門調査会(10回)、農薬専門調査会(32回)、動物用医薬品専門調査会(7回)、器具・容器包装専門調査会(3回(生殖発生毒性等に関するワーキンググループ1回を含む。))、化学物質・汚染物質専門調査会(8回)、微生物・ウイルス専門調査会(9回(肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ2回を含む。))、プリオン専門調査会(1回)、かび毒・自然毒等専門調査会(4回)、遺伝子組換え食品等専門調査会(9回)、新開発食品専門調査会(8回))、肥料・飼料等専門調査会(8回(肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ2回を含む。))、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ(4回)をそれぞれ開催した。(注 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。)

また、平成22年度においては、以下のとおり、調査審議の効率化を図った。

- ・ 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成21年10月8日食品安全委員会決定)等に基づき、効率的な調査審議を行った。
- ・ 5月20日の第332回委員会会合において、農薬であって農作物の腐敗・変敗の防止を目的として収穫後に添加物としても使用されるもの(いわゆるポストハーベスト農薬)については、「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」において考え方や手続を定め、

効率的な調査審議を可能となるようにした。

- ・ 6月1日の第45回農薬専門調査会において、検討すべき事項に応じて効率的に審議を行うため「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」を決定した。
- ・ 農薬の評価における代謝物の取扱いについての考え方及び急性参照用量設定についての考え方を整理し、ガイダンス化を行うための検討に着手した。
- ・ 「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に関する食品健康影響評価の調査審議を効率的に行うため、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」を設置した。

⑥ 専門調査会の連携の確保

企画専門調査会・リスクコミュニケーション専門調査会・緊急時対応専門調査会の横断的座長会を平成23年1月19日に開催し、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定過程において国民への情報提供を行うこととされた危害要因への対応、平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について意見交換を行った。

また、評価系専門調査会については、平成21年度の化学物質系分野の座長会での提案に基づき、関係専門調査会の座長が指名した数名ずつの専門委員参加による「安全係数等に係る意見交換会」を平成22年9月29日及び平成23年1月12日に開催し、安全係数の考え方、遺伝毒性の所見の解釈について意見交換を行った。

(2) 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成23年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書の作成

6月9日の第34回企画専門調査会で審議し、6月24日の第337回委員会会合において決定した。

② 平成23年度食品安全委員会運営計画の作成

平成23年2月8日の第37回企画専門調査会で審議し、3月31日の第376回委員会会合において決定した。

2 食品健康影響評価の実施

(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。

平成22年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする191案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、118案件（自ら評価2案件を含む。）について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとの概要を示す。

なお、平成22年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については資料1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料2のとおりである。

① 添加物

平成22年度は、厚生労働省から16案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、15案件の評価結果を通知した。

② 農薬

平成22年度は、厚生労働省又は農林水産省から計129案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計46案件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

平成22年度は、厚生労働省又は農林水産省から計9案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に、計22案件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

平成22年度は、厚生労働省から食品健康影響評価が明らかに必要でないときについての照会が1件あり、それに対し回答した。特に5月26日の「生殖発生毒性に関するワーキンググループ」及び7月7日の専門調査会において「ビスフェノールAに関する健康影響について（中間とりまとめ）」をまとめた。

⑤ 化学物質・汚染物質

平成22年度は、環境省から食品健康影響評価の要請があった「農地用土壌汚染対策地域の指定要件の改正について」について調査審議を行い、評価結果を通知した。その他、厚生労働省から1案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省に計2案件の評価結果を通知した。

また、厚生労働省から食品健康影響評価が明らかに必要でない場合についての照会が1件あり、それに対し回答した。

⑥ 微生物・ウイルス

平成22年度は食品健康影響評価の要請はなかったが、厚生労働省から食品健康影響評価が明らかに必要でないときについての照会が1件あり、それに対し回答した。

⑦ プリオン

平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国13か国のうち5か国について、調査審議を行った（8か国については平成21年度に評価済み）。

⑧ かび毒・自然毒等

厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「アフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1」について調査審議を行った。

また、平成20年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンA」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価については、「デオキシニバレノール及びニバレノール」の評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知し、「オクラトキシンA」については、調査審議を開始した。

⑨ 遺伝子組換え食品等

平成22年度は、厚生労働省及び農林水産省から計25案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省及び農林水産省に計20案件の評価結果を通知した。

⑩ 新開発食品

平成22年度は、消費者庁から1案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあった1案件の評価結果を通知した。

また、平成21年度に「自ら評価」案件として決定した「トランス脂肪酸」について、調査審議を開始した。

⑪ 肥料・飼料等

平成22年度は、厚生労働省及び農林水産省から計7案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省及び農林水産省に計8案件の評価結果を通知した。

⑫ その他

内閣府国民生活局（現：消費者庁）から食品健康影響評価の要請があった「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」について調査審議を行い、評価結果を通知した。

(2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。

農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装について、各専門調査会において、ガイドライン策定に向けた検討を行っているところである。添加物の食品健康影響評価に関する指針については、国民からの意見・情報の募集を行った上で平成22年5月27日に策定した。

(3) 「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施

① 「自ら評価」案件の選定

広く国民の不安感等を反映するため、委員会が整理した情報に基づく案件広報のほか、広く国民の意見を踏まえ、第36回、第37回及び第38回企画専門調査会において審議した結果、「加熱時に生じるアクリルアミド」を「自ら評価」案件候補として選定し、委員会に報告することを決定した。

上記案件については、平成23年2月17日の第367回委員会会合において、最終決定する前に国民からの意見・情報の募集を行うことを決定し、平成23年2月18日から3月19日まで意見・情報の募集を行った結果、3月31日の第376回委員会会合において「自ら評価」を行うことを決定した。

② 「自ら評価」の実施

・ 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

平成16年度に「自ら評価」案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」に関し、優先評価3案件の「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「カキを主とする二枚貝中のノロウイルス（「食品中のノロウイルス」に改訂）」については、4月1日の第326回委員会会合において、微生物・ウイルス専門調査会から評価の実行可能性等に関する審議結果の報告が行われた。また、その他の食中毒原因微生物5案件の「非加熱喫食調理済み食品（Ready-to-eat食品）・魚介類中のリステリア・モノサイトゲネス（「非加熱喫食調理済み食品（Ready-to-eat食品）におけるリステリア・モノサイトゲネス」に改訂）」、「豚肉中のE型肝炎ウイルス（「ブタ肉におけるE型肝炎ウイルス」に改訂）」、「二枚貝中のA型肝炎ウイルス（「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」に改訂）」、「鶏肉中のサルモネラ属菌（「鶏肉におけるサルモネラ属菌」に改訂）」及び「生鮮魚介類中の腸炎ビブリオ（「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」に改訂）」について、リスクプロファイルの更新等の審議を行った。

・ 我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価

平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、外交ルートを通じ、評価対象国へ質問書による照会を行い、13か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン、ホンジュラス）から回答を得た。また、その後韓国も対象に加えることとされたことから、他国と同様、質問書を発出した。昨年度評価を終了した8か国（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）を除く5か国について、各国の回答を順次プリオン専門調査会に提出し調査審議を進め、3か国（アルゼンチン、バヌアツ、ニュージーランド）についてとりまとめが終了し、残り2か国（ノルウェー、ホンジュラス）についても調査審議を行った。なお、回答が得られていない国については、引き続き回答が得られるよう働きかけた。

- 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」については、化学物質・汚染物質専門調査会に設置した鉛ワーキンググループの中間とりまとめを最終的な食品健康影響評価に仕上げていくため、新たな知見の蓄積、海外の動向の把握に努めた。

- 食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

平成20年度に「自ら評価」案件として決定した「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」については、化学物質・汚染物質専門調査会において、「食品中に含まれるヒ素の食品健康影響評価に関する調査報告」（平成20年度実施）の内容を踏まえて、化学形態別に化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で1月19日及び3月10日の2回に渡り調査審議を行った。

- デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価

平成20年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンA」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価については、かび毒・自然毒等専門調査会の意見等を踏まえ、先に調査審議を開始した「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、かび毒・自然毒等専門調査会で6月18日及び10月26日の2回に渡り調査審議を行い、評価を終了し、11月18日付けで厚生労働省及び農林水産省に通知した。

また、「オクラトキシンA」については、かび毒・自然毒専門調査会で8月27日、10月26日及び3月8日の3回に渡り調査審議を行った。

- トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価

平成21年度に「自ら評価」案件として決定した「トランス脂肪酸」に関する

る食品健康影響評価は、食品安全確保総合調査（「食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康評価情報に関する調査」）を活用して、評価に必要なデータの収集や整理を行い、その内容を踏まえ新開発食品専門調査会において4月12日、1月11日及び3月11日の3回に渡り調査審議を行った。

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果が、厚生労働省及び農林水産省の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、平成21年4月から平成21年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野72品目）及び前回（第11回）までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目（7分野126品目）について調査を行い、平成22年4月28日の第330回委員会会合にその結果を報告した（調査対象198品目のうちリスク管理措置済み27品目）。また、平成21年10月から平成22年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野56品目）及び前回（第12回）までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（9分野171品目）について調査を行い、平成22年6月3日の第334回委員会会合にその結果を報告した（調査対象品目227品目のうちリスク管理措置済み70品目）。さらに、調査時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目に係る検討状況について、第307回委員会会合における指摘を踏まえ、リスク管理機関に対するヒアリングの実施など必要な対応を行うことにより、施策の検討状況をより詳細に把握し、平成22年1月18日の第356回委員会会合において、事務局からその結果を報告した。

また、平成22年4月から平成22年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目について、平成23年2月に調査を行った。

(5) 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究を実施している。

平成22年度の新規研究課題については、平成22年4月8日の第327回委員会会合において、3研究領域9課題を研究課題として決定した（資料3）。

平成21年度に終了した研究課題（11課題）については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、事後評価案を取りまとめ、その結果を平成22年8月5日の第343回委員会会合において決定し（資料4）、ホームページにて公開した。また、得られた研究成果についてもホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を10月5日に開催した「平成22年度食品安全委員会研究成果発表会」にて発表した。

平成22年度財務省予算執行調査及び内閣府行政事業レビュー等において、国が行うべき研究領域に係る意義や優先順位、期待する効果等の全体指標を示すべきといった指摘があったことを踏まえ、12月16日の第360回委員会会合において、「調査・研究企画調整会議の設置等について」を決定し、委員会の下に調査及び研究について中期的な計画の案の策定及び各年度における実施に係る調査を行うための調査・研究企画調整会議を設置した。また、今後おおむね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及びその達成に向けた方策(道筋)を内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」を決定した。

また、「調査・研究企画調整会議の設置等について」及び「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」の決定を踏まえ、食品健康影響評価技術研究を適切かつ効果的に実施できるよう既存の各種規程の改正等を行った。

平成23年度の新規研究課題については、平成23年1月27日の第364回委員会会合において研究領域(キーワード)を決定し(資料5)、平成23年2月7日から3月3日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計45課題の応募があった。

平成22年度に実施した研究課題(平成22年度に終了する課題を除く。)については、調査・研究企画調整会議において、中間評価案を取りまとめ、その結果を平成23年3月3日の第369回委員会会合において決定した(資料6)。

平成22年度に実施した研究課題については、研究費の適正な執行を図る観点から、2月以降、順次計画的に研究受託者に対して実地指導を行った。

厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図り、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況等について情報交換を行った。

3 リスクコミュニケーションの促進

(1) 意見交換会の開催

委員会は、厚生労働省や農林水産省、地方公共団体等のリスク管理機関等とも連携して意見交換会を実施している。平成22年度においては、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会を全国各地で27回開催し、このうち関係府省が連携して3回、地方自治体との共催で24回、委員会単独で2回開催した(資料7)。

これらの意見交換会は、食品添加物のリスク評価等をテーマにして行ったほか、食品分野におけるナノテクノロジーの評価の最新情報をテーマとして海外から専門家を招聘して行った。

また、専門家でなくても参加しやすい気軽な雰囲気の中で、参加者相互間で

意見交換するサイエンスカフェ形式や、参加者が少人数のグループに分かれて話し合い、そこで出た意見や疑問などについて専門家と意見交換するワークショップ形式の意見交換会を開催した。

意見交換会後のアンケート結果では、理解度の項目で「理解できた」「概ね理解できた」との回答が概ね8割以上となり、リスクコミュニケーションの成果があったといえる。

(2) 情報の提供・相談等の実施

委員会は、食品の安全性についての知識や理解を深めるため、広く国民に対して、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

ホームページにおいて、食中毒、口蹄疫、鳥インフルエンザ、こんにゃく入りゼリー等食品による窒息事故についての注意喚起、東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性についてや、「トランス脂肪酸」、「フラン」、「食品中のカフェイン」のファクトシートや、「牛肉を主とする食肉中の腸管性出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」、「食品中のノロウイルス」のリスクプロファイルを掲載・更新するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、食の安全ダイヤル等を通じて国民の関心等の把握に努め、関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案については「重要なお知らせ」としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。また、利用者にとってより利便性が高く、活用しやすいホームページ環境となることを目指し、ホームページと「食品安全総合情報システム」の統合に合わせ、7月にトップページをリニューアルし、コンテンツ項目の構成及び配置の見直し等を行った。さらに「新着情報お知らせメール」を開始し、委員会などの開催案内や意見等の募集など当日分の新着情報を毎日19時に約300名（平成23年3月末現在）の会員に配信した。動画配信については、委員会が行った、食品の安全性に関する身近な話題について意見を交換するサイエンスカフェの様子を、分かりやすい資料を用いてコンパクトに編集した配信用の動画を作成した。

電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約9,300名（平成23年3月末現在）の会員に対し配信した。メールマガジンについては、年度当初に食品安全モニターの課題報告を踏まえ、目次の整理、表記の簡略化、読み物ページの増設などの改善を行った。季刊誌「食品安全」においては、7月に「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌のリスクプロファイル」を特集した第23号を、10月に「食品による窒息事故についてのリスク評価」を特集した第24号を、平成23年1月に「トランス脂肪酸のファクトシートの更新」等を特集した第25号を、平成23年4月に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」、「かび毒デオキシニバレノール、ニバレノールのリスク評価」を特集した第26号をそれぞれ発行した。第24号で特集した「食品による窒息事故」については、チラシを作成し、ホームページやメール

マガジンへの掲載、地方公共団体や栄養士会等への配布を行い、注意喚起を行った。

また、7月に「サイエンスカフェ～科学の目で見える食品安全～」をテーマとして、マスメディア関係者とのサイエンスカフェを実施した。

報道関係者に対しては、引き続き委員会会合の開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。

食の安全に関する問合せ、情報及び意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイヤル」に対しては、電話や電子メールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問合せがあり、平成22年度の受付件数は1,032件（1か月当たり平均受付件数は約86件）であった。内容としては、東日本大震災を受け、食品中の放射性物質による健康影響に関するものなどが多かった。

国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月Q&Aを作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めた。

(3) 科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

6月12日、13日に佐賀県で開催された第5回食育推進全国大会においてブース出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

8月20日に、小学校高学年を対象として、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を委員会会議室で開催し、意見交換や食に関するクイズを行った。

また、地方公共団体との連携により、中学生を対象として、昨年度作成した中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を基にしたクイズや食品安全委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を3回開催した。

さらに、パソコン上で活用することを前提として、食品の安全性に関する用語集（第4版）を基に、イラストやアニメーションを加えより分かりやすくしたビジュアル版「食品の安全性に関する用語集」を作成した。

(4) リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援

地方公共団体との共催で開催する意見交換会に併せて、リスクコミュニケーター育成講座受講者等を対象として、コミュニケーション手法に関するセミナーを18回開催した。また、その意見交換会において、受講者等が、ワークショップでの小グループにおける進行役やサイエンスカフェでの運営役として参加した。

このほか、受講者に対する支援内容についての情報収集や各種情報を受講者に提供するため、事務局と受講者の専用連絡窓口としてメールボックスを設置

したほか、受講者が地域におけるリスクコミュニケーションを推進する活動を行えるよう、必要な情報を提供した。

(5) 食品安全モニターの活動

委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられた施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点について意見等を聴くため、全国各地から470名の食品安全モニターを依頼し、平成22年度中に327件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、コメントを適宜付してホームページに掲載するとともに、関係行政機関にも回付した。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（8月実施）の課題報告の結果について、委員会会合で報告して委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。なお、「食品安全委員会からの情報発信について」（平成23年1月実施）の課題報告の結果については、平成23年7月頃を目途に取りまとめて委員会会合に報告し、ホームページに掲載を予定している。

このほか、委員会の取組や食品健康影響評価等について、知識や理解を深めるとともに、意見交換を行うため、5月から6月にかけて、地域別に全国7都市（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）で、「食品安全モニター会議」を計10回開催した。

(6) 関係府省、地方公共団体との連携

11月12日に愛媛農政事務所、愛媛県及び松山市との共催で、12月3日に厚生労働省及び京都府との共催でノロウイルス食中毒に関するワークショップ形式の意見交換会を開催した。

また、委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、11月26日に全国136自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）を対象とした平成22年度全国食品安全連絡会議を開催し、委員会の運営状況の情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーションなど、地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。

さらに、地方公共団体の担当者に対し、食中毒予防のポイントや食品による窒息事故についてのリスク評価に関するチラシを、ホームページへの掲載に合わせて電子メールで情報提供した。

4 緊急の事態への対処

(1) 緊急時対応訓練の実施

4月15日の第328回委員会会合において、平成22年度緊急時対応訓練計画を決定し、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上、分かりやすい情報提供技術の向上を重点課題とした。

また、一層実効性のある訓練にするため、訓練設計をわかりやすい資料作成やメディア対応等を内容とした実務研修と委員会及び事務局において特定のシ

ナリオ（非提示）に沿って、時間経過などを実態に近づけて実施する確認訓練の2本立てとし、平成23年2月に職員を中心に実務研修を実施し（2回）、3月1日に一日かけた確認訓練を実施した。

(2) 緊急事態への対処体制の整備

8月30日の第32回緊急時対応専門調査会において、事案を認知してから国民への情報提供までの一連の具体的な作業手順を詳細に整理した「食品安全委員会緊急時対応手順書（案）」について検討を行った。また、緊急事態等において食品安全委員会の情報提供を一層迅速で理解しやすいものに充実させるための方策として「緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けめやす」について検討を行い、了承された。

(3) 主な緊急事態への対応

以下の事案について、関係府省庁と連携を取りながら対応した。

① 宮崎県における口蹄疫の発生事案

4月20日の宮崎県における口蹄疫の発生を受け、直ちにホームページにより科学的知見を中心とした情報提供を開始した。その後も「より詳しく知りたい方へ（Q&A）」をホームページで公開するなど、引き続き情報提供を行った。

② 毒キノコ（ニガリタケ等）による食中毒の発生への対応

10月に、毒キノコによる食中毒の多発事案発生のプレスリリースを受け、直ちにホームページにより「きのこ毒の概要」などの科学的知見を公開し、情報提供を行った。

③ 鳥インフルエンザの発生への対応

11月に、高病原性インフルエンザの発生を受け、直ちにホームページにより委員会の考え方や鳥インフルエンザに関するQ&Aなどを公開し、情報提供を行った。

④ 東北地方太平洋沖地震（原子力発電所事故）の発生への対応

3月の原子力発電所事故の発生に伴い食品から放射性物質が検出されたことを受け、直ちにホームページにより食品を介した放射性物質の健康影響についての科学的知見や食品の不安等についてのQ&Aを作成して公開するとともに、放射性物質の食品を介した健康影響に関する集中的な検討を行い、3月29日に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を行った。また、緊急とりまとめを終えて委員長メッセージを公開した。

5 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

(1) 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

収集した食品安全に関する海外情報、委員会が行った調査の結果や会議資料

等について、詳細な条件検索ができるように整理し、「食品安全総合情報システム」により、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、広く国民に提供した。

また、収集した情報を整理・分析して、「自ら評価」案件の検討に活用するとともに、国民に分かりやすく正確な情報提供を行うため、ファクトシート等の作成を進めた。

(2) 国際協調の推進

平成22年度においては、JECFA専門家会合、JMPR専門家会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（21回）、必要に応じ、報告会を開催するなど、情報の共有を図った（資料8）。

また、海外の研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施し科学的知見の充実を図った（資料9）。さらに委員会の英語版ホームページにおいて委員会の毎月の活動状況を発信する等の拡充を図った。

委員会とFSANZとの連携強化に向けて、7月に、「技術的データの収集、解析及び共有」と「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書（MoC:Memorandum of Cooperation）を締結した。

(3) 外部の専門家とのネットワークの形成

日本医師会、日本薬剤師会及び日本獣医師会への委員会職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説明、さらには各種団体への季刊誌等のパンフレットの配布による情報提供を行うなど、ネットワーク作りを行った。

6 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等に必要な様々な危害要因に関するデータを収集・整理・解析等を行うため、平成22年度においては、11課題を選定し、調査を実施した（資料10）。

調査課題の選定は、食品安全確保総合調査選定会議において行い、総合評価方式（入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価する方式）による技術提案の審査は、食品安全確保総合調査技術等審査会において行った。

また、選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等をホームページで公開した。

Ⅲ 平成22年度における委員会の運営状況の総括

委員会は平成22年度食品安全委員会運営計画に基づき事業を推進し、その実施状況については、企画専門調査会において12月17日に中間報告するとともに、平成23年6月3日にはフォローアップを行い、その結果について委員会会合に報告した。

これらのフォローアップ等を通じて、平成22年度における委員会の運営状況を総括すると、平成22年度食品安全委員会運営計画に定められた事業については、重点事項を中心に概ね計画どおりに進めることができた。

食品健康影響評価については、平成22年度は、リスク管理機関から各分野合計で191案件の評価要請があったのに対し、平成21年度までに評価要請があったものを含めて118案件（自ら評価2案件を含む）について、リスク管理機関に評価結果を通知した。また、より効率的な評価の実施に向け、ガイドラインの策定やタイムクロック制の実施を図った。

「自ら評価」については、平成22年度には、1案件を対象として決定したが、選定に当たって国民から意見等を聴くため、意見・情報の募集を行ったところであり、「食品安全委員会の改善に向けて」に即した取組を実施することができた。

食品健康影響評価技術研究については、平成22年度には、3研究領域9課題の新規研究課題を決定したほか、継続課題及び完了課題に係る中間評価又は事後評価並びに研究成果発表会などによる研究成果の普及を行った。さらに、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われなければならない食品健康影響評価の実施に不可欠な本研究事業が、食品の安全性の確保のみならず、科学の技術革新（イノベーション）においても重要であるという認識の下、必要な研究予算の確保に努めることとしている。

リスクコミュニケーションについては、厚生労働省や農林水産省、地方公共団体等のリスク管理機関等とも連携して、計27回に及ぶ意見交換会を実施した。具体的には、食品添加物のリスク評価等をテーマとした意見交換会に加えて、サイエンスカフェやワークショップなどを開催した。委員会としては、効果的・効率的にリスクコミュニケーションが行われるよう、ホームページ等による個別の意見交換会の内容の共有、動画配信サイトの活用等の情報提供を実施するとともに、各種取組による効果の把握に努めることとしている。

緊急時対応については、平成22年度、宮崎県における口蹄疫、鳥インフルエンザ、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う原子力発電所事故などの緊急事案の発生を受けて、委員会として危害物質についての科学的知見等の情報提供を迅速に行うことができた。また、緊急時対応専門調査会において、緊急事態等における委員会の情報提供の充実について検討を行ったところであり、今後、更に検討を進め、緊急時において科学的知見等の提供を迅速に分かりやすく、かつタイムリーに行っていくこととしている。

このほか、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査、食品安全モニター事業、ホームページや季刊誌「食品安全」等を通じた情報提供、緊急時対応訓練等、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、食品の安全性の確保に

関する調査なども運営計画に基づき着実に推進した。

以上の平成22年度の事業実績及び平成21年に設置された消費者庁との役割分担を踏まえ、平成23年度食品安全委員会運営計画においては、個別重点事項として以下のとおり定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

- (1) 食品の安全性に対する国民の不安感等を踏まえてリスクコミュニケーションを的確に実施するため、様々な機会において国民の不安感等を積極的に把握するとともに、科学的情報等について、情報の受け手や使い手のニーズを踏まえてよりの確に収集・分析・整理するほか、国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて丁寧に発信する。なお、緊急時においては、迅速性を重視した情報発信を行う。
- (2) 食品健康影響評価等を科学的知見に基づき適切に実施するため、収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により食品健康影響評価を効果的・効率的に実施するとともに、特に委員会が自ら行う食品健康影響評価については、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映、評価案件以外の案件候補についての情報発信等により国民との関係にも重点を置いて体系的に実施する。また、食品健康影響評価の結果を適切にリスク管理に反映させるため、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視等を活性化するとともに、特に緊急時等において適時に重要事項の調査審議を行える態勢や、必要に応じて意見を述べる態勢を整える。
- (3) 上記(1)(2)については、食品安全行政の国際化の進展にも鑑みて、欧州食品安全機関（EFSA）その他の国際機関等との連携、海外への情報発信等の対応を併せて行う。

食品健康影響評価の審議状況

(平成23年3月31日現在)

区分	要請件数	うち 22年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 22年度分	意見 募集中	審議中
添加物	116	16	0	116	103	15	4	9
農薬	657	129	0	657	351	46	10	296
うちポジティブリスト関係	267	58	0	267	129	20	3	135
うち清涼飲料水	93	0	0	93	24	4	0	69
うち飼料中の残留農薬基準	16	14	0	16	2	2	0	14
動物用医薬品	294	9	0	294	264	22	3	27
うちポジティブリスト関係	71	6	0	71	45	2	1	25
化学物質・汚染物質	57	2	2	59	39	3	0	20
うち清涼飲料水	48	0	0	48	30	1	0	18
器具・容器包装	13	0	0	13	4	0	0	9
微生物・ウイルス	4	0	1	5	5	0	0	0
プリオン	11	0	2	13	19	0	0	2
かび毒・自然毒等	6	2	2	8	6	2	0	3
遺伝子組換え食品等	132	25	0	132	110	20	1	21
新開発食品	70	1	1	71	63	1	3	5
肥料・飼料等	134	7	0	134	38	8	2	94
うちポジティブリスト関係	80	4	0	80	12	6	0	68
担当専門調査会未定 ^(注6)	0	0	2	2	0	0	0	2
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	0	0	1	1	1	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	1498	191	8	1508	1004	118	23	488

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 平成22年3月18日及び平成23年3月31日にそれぞれ自ら評価案件として決定された「アルミニウム」及び「加熱時に生じるアクリルアミド」2件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
8 その他欄については、「放射性物質について指標値を定めること」に関して緊急時の対応として食品安全委員会に専門委員及び専門参考人の加えて検討結果を取りまとめた。今後も継続して食品健康影響評価を行う。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成23年3月31日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/7/2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメプリム)☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆
19/3/6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆ 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆	2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラズン☆	4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆>	3
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆>	4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、ジメタメリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	4
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、フルフェナセット☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	4
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/3	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニリド☆	3
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/4/1	厚	農薬 アラクロール	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロバクロール☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆	1
21/1/20	厚	農薬 フラメピル<一部☆>	4
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインペルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬/動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆	5
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	5
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬/動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/6/9	厚	農薬 フルオピコリド、フェントエート<一部☆>	3
21/8/4	厚	農薬 ピリベンカルブ	1
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品・飼料)	4
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)	2
21/11/20	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/18	消	特定保健用食品 リプレS■、トリグリティー■、ミドルケア粉末スティック■	4
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬 MCPA<一部☆>■、グリホサート<一部☆>■、ピリダベン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸■、ピュアカム葉酸 MV■、まめちから大豆ペプチドし ょうゆ■	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆<農薬用途もあり>、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆<農薬用途もあり>、バリン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆	35
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆	3
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎	2
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アブラマイシン☆、セファロニウム☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆(抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	2
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統■	1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料)■	1
22/4/16	厚	農薬 フルトリアホール<一部☆>■	2
22/5/10	厚	添加物及び農薬 ピリメタニル<一部☆>■	3
22/5/10	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS)■	2
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセト■	2
22/6/8	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■	1
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン	1
22/6/18	厚	農薬 エトフメセート■、テブフロキン■、ピラクロニル■、フルフェノクスロン■	4
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆(全て飼)	4
22/7/5	厚 農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(食品・飼料)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/8/12	厚	農薬 アセタミプリド■、クレソキシムメチル<一部☆>■、クロラントラニリプロール■、クロルピリホス、スピロメシフェン■、チフルザミド、トリフロキシストロビン■、ピフェントリン■、ピリダリル、フルチアニル■、プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆、ジカンバ<一部☆>■	17
22/8/13	農	農薬 ジカンバ(飼)<一部☆>■	2
22/8/16	厚	添加物 6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン	1
22/9/10	厚	添加物 3-メチル-2-ブテナール	1
22/9/13	厚	農薬 サフルフェナシル■、シプロジニル<一部☆>、ビキサフェン■、フェンピラザミン■、フェンブコナゾール■、ペノキスラム■、メタアルデヒド■、メタラキシル及びメフェノキサム、クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	15
22/9/13	厚	農薬(及び動薬) オキシロニック酸■	1
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>、ジクロベニル<一部☆>、ジフェノコナゾール<一部☆>■、トリフルミゾール<一部☆>、DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタズ☆	11
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/10/15	消	特定保健用食品 大人ダカラ■	1
22/10/29	厚	添加物 trans-2-ペンテナール、イソキノリン	2
22/11/1	厚	遺伝子組換え食品等 BR151(pUAQ2)株を利用して生産された 6- α -グルカトランスフェラーゼ■	1
22/11/12	厚	農薬 シアゾファミド■、シエノピラフェン■、シフルフェナミド■、チアクロプリド<一部☆>■、ファモキサドン<一部☆>■、フルジオキシニル■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ピンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	19
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1
22/11/29	農	遺伝子組換え食品等 E.coli組換え体利用による飼料添加物塩酸 L-リジン■	1
22/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS8 と除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネ RF3 と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ RT73 からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性審査を経た旨の公表を行った1品種を除く。)■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/12/10	厚	農薬 ミクロブタニル■、メタゾスルフロン■、アルドリン及びディルドリン☆、キザロホップエチル☆	4
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンピホス☆、ジフルベンズロン☆	8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メトプレン☆<一部(飼)>	6
22/12/10	農	肥料 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の設定、「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更、「化成肥料」の公定規格の変更	3
22/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン)■、HxR-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■	2
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中)	1
23/1/4	厚	添加物 <i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール	1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆、ペンディメタリン☆(全て飼)	4
23/1/24	厚	農薬 スピロテトラマト■、シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、フェンピロキシメート<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	13
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆、ゲンタマイシン☆、スピラマイシン☆、セフロキシム☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)、フルニキシシ	5
23/2/10	厚	農薬 クロルフェナピル■、テブコナゾール■、メキシフェノジド■、1-ナフタレン酢酸■、カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆12	
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル(飼)<一部☆>	2
23/2/15	厚	添加物 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	1
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(食品・飼料)■、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(食品・飼料)■	4
23/2/22	厚	遺伝子組換え食品等 pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼ■	1
23/2/28	厚	添加物 アンモニウムイソバレレート	1
23/3/20	厚	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/25～7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
22/7/22～8/20	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS) ■★	2
22/12/16～1/14	特定保健用食品 リプレS ■★	1
22/12/16～1/14	動薬 セファロニウム☆★	1
23/1/13～2/11	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統 ■★	1
23/1/20～2/18	農薬 シクラニド☆★	1
23/2/3～3/4	添加物 <i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール★	1
23/2/3～3/4	農薬 ピリベンカルブ★	1
23/2/3～3/4	動薬 プリフィニウム☆★	1
23/2/3～3/4	特定保健用食品 トリグリティー■、ミドルケア粉末スティック ■★	2
23/2/17～3/18	農薬 フルオピコリド★	1
23/3/3～3/18	飼料添加物 アビラマイシン☆★	1
23/3/31～4/29	農薬 アラクロール<一部☆>、ブタクロール、MCPA ■	4

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
15/7/24	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
15/7/24	厚	かび毒 パツリン
15/7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
15/8/28	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/9/4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
15/9/11	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/1/15	厚	農薬 ピリダリル
16/1/15	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
16/1/15	厚	疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
16/1/15	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性 ※
16/3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※
16/4/8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/5/20	厚	農薬 ポスカリド
16/5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LL Cotton25(除草剤耐性わた)
16/6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 ※
16/6/24	農	豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/7/2	厚	添加物 アカネ色素
16/7/8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/7/22	厚	農薬 エチプロール
16/7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/9/2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/9/2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/9/9	厚	添加物 プロパノール
16/9/9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/9/9	厚 農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について◎
16/9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペブ茶
16/10/7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスターS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクトパミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサーラソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚バスマレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりビブリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/1/6	厚	農薬 ビフェナゼート

注:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/1/6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)、 ・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、 ・ 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、 ・ パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキソイド(豚パストツレラトキソイド“化血研”)、 ・ 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、 ・ 前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン 2 品目)、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤(イージーブリード)
17/1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) 、 ・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、 ・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/2/3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/3/3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
17/5/6	厚	添加物 ナタマイシン
17/5/6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/5/6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について ※
17/5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルドミント、アミールS 健康野菜100
17/5/19	農	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルボックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/6/9	厚 農	動物用医薬品 豚ポルテテラ感染症不活化・パスツラ・ムルシダトキソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/7/7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒
17/7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%) *
17/7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること ※
17/8/4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/8/4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/8/5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統
17/8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/9/22	厚	添加物 ブタノール
17/9/22	厚	農薬 ピラクロストロビン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 α -アミラーゼ LE399
17/10/20	厚 農	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)成けい酸加里肥料
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液) *
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチーム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/8	厚	農薬 オリサストロビン
17/12/8	厚 農	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)
18/1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/9	厚 農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム
18/4/27	厚	農薬 メコナゾール
18/4/27	厚	微生物・ウイルス 小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬 シアゾファミド
18/5/11	厚	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エンロフロキサシン *
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等 L-グルタミン
18/6/8	厚 農	動物用医薬品 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/8	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 及び関する措置
18/6/22	厚 農	動薬 d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ダルマジン)
18/6/22	農	動物用医薬品 鶏マレック病凍結生ワクチン(ポールバックMDcvi)
18/6/22	厚	特定保健用食品 ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬 イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメットピカル)
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985 系統を掛け合わせた品種
18/8/10	厚	コエンザイムQ10 ※
18/8/24	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚 農	動物用医薬品 ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
18/9/21	厚	添加物 酢酸 α -トコフェロール(<i>d</i> 体及び <i>dl</i> 体に限る。)	
18/9/21	農	家畜等に給与するモネンシナトリウムによる薬剤耐性菌 ※	
18/10/12	厚	添加物 2-メチルブタノール	
18/10/19	厚	添加物 ネオテーム	
18/10/26	厚	農薬 ノバルロン <一部☆>	2
18/10/26	厚	農薬 フルベンジアミド	1
18/10/26	厚	農薬 ボスカリド <一部☆>	2
18/11/16	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル	1
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノビリス TRT・1000)	2
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリス APP、ポーシリス APP「IV」)	2
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病生ワクチン(スパキシシ オーエスキー フォルテ、スパキシシ オーエスキー フォルテ ME)	2
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) <一部☆>	3
18/11/30	厚 農	動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス) <一部☆>	3
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダクリーン) 2 ※11/30の3剤合計で8案件	
18/12/7	厚	添加物 イソブタナール	1
18/12/7	厚	農薬 クロチアニジン <一部☆>	2
18/12/7	厚	農薬 ビフェナゼート <一部☆>	2
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 フルニキシシメグルミン<一部☆>	3
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)	2
18/12/21	厚	農薬 アゾキシストロビン <一部☆>	3
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正	1
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))	2
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))	2
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED)	2

注： ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研“豚オーエスキー病不活化ワクチン)	
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注) ＜一部☆＞	2
19/1/18	厚	特定保健用食品 明治満足カルシウム	1
19/1/18	厚	特定保健用食品 カルシウム強化スキム	1
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水	
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン	
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン	
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646	
19/2/22	厚	農薬 カズサホス	1
19/2/22	厚	特定保健用食品 キリン ブナハリ茸	
19/3/8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート)の追加)	
19/3/15	厚	清涼飲料水関連9品目 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラル、塩素(残留塩素)	
19/3/15	厚	水道に供給される水の水質基準の設定(塩素酸)	
19/3/15	厚 農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム、ギ酸カルシウム、ニギ酸カリウム	6
19/3/22	厚	添加物 ブタナール	
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス＜一部☆＞	3
19/3/22	厚 農	動薬 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)＜一部☆＞	3
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」)	2
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラス B)	2
19/3/23	厚	動物用医薬品/飼料添加物 アボパルシン ☆	2
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED™(α-アミラーゼ)	1
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統	1
19/4/5	厚	農薬 ジメトモルフ ＜一部☆＞	2
19/4/19	厚	農薬 シフルメトフェン	1
19/4/19	厚	農薬 フルフェノクスロン＜一部☆＞	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/4/26	厚	農薬 フェンブコナゾール<一部☆>	2
19/5/10	厚	特定保健用食品 毎日コツコツふりかけ	1
19/5/10	厚	動物用医薬品 トルトラズリル☆、ニトロフラン類☆	2
19/5/10	厚	農薬 ビフェントリン<一部☆>	2
19/5/17	厚	農薬/動薬 アミトラズ ☆	2
19/5/17	農	動薬 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)	1
19/5/17	厚 農	動薬 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)、豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」)	4
19/5/17	厚 農	動薬 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口服液、経口用ミコラル)<一部☆>	2
19/5/24	厚	農薬 ジクロトホス☆、シニドンエチル☆	2
19/5/31	厚	農薬 ウニコナゾールP<一部☆>、トルフェンピラド<一部☆>	4
19/5/31	厚	動薬 カナマイシン☆、パロモマイシン☆、ベンジルペニシリン☆、エチプロストントロメタミン☆	4
19/5/31	農	動薬 エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベットC)及び豚の注射剤(プロスタベットS)	1
19/6/7	厚	添加物 ポリソルベート類	4
19/6/7	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシ LY038	1
19/6/14	厚	農薬 イミダクロプリド<一部☆>	2
19/6/21	厚	農薬 フェンヘキサミド<一部☆>	2
19/6/28	厚	農薬 スピロメシフェン<一部☆>	2
19/6/28	厚 農	動薬 マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)	2
19/7/5	厚	農薬 テブコナゾール<一部☆>	2
19/7/12	厚	遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統(食品)、プロテアーゼ	2
19/7/19	厚	農薬 メタアルデヒド<一部☆>	2
19/7/19	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統(飼料)	1
19/7/26	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1
19/7/26	厚	農薬/動薬 ジノテフラン	2
19/7/26	農	動薬 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	1
19/8/2	厚	農薬 ピラクロニル、ピリプロキシフェン<一部☆>	4
19/8/2	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統	1
19/8/2	厚	特定保健用食品 おなか納豆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/8/9	厚	農薬 クミルロン<一部☆>、ペノキススラム<一部☆>	4
19/8/9	厚 農	動薬 マルボフロキサシン ☆、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)*	1
19/8/9	農	遺伝子組換え飼料 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	1
19/8/23	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム	1
19/8/23	厚	農薬 シメコナゾール<一部☆>、フルリドン☆	3
19/8/30	厚	農薬 キノキシフェン☆	1
19/8/30	厚 農	動薬 フロルフェニコール<一部☆>、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)*、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)*	3
19/9/6	厚	農薬 ニトラピリン☆、シアゾファミド、ノバルロン	3
19/9/6	厚 農	動薬 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)	2
19/9/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/13	厚	農薬 アメトリン ☆	1
19/9/13	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/20	厚	農薬 フルオピコリド	1
19/9/20	厚 農	動薬 豚オーエスキー病(gl-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)、鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)、ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)	6
19/9/20	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種	4
19/9/27	厚	農薬 クロルフェナピル<一部☆>	2
19/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/4	厚	農薬 ペンチオピラド	1
19/10/4	厚 農	動薬 α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサ Oil)、チアンフェニコール<一部☆>、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)*	5

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/10/4	農	プリオン 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について	1
19/10/4	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/11	厚	農薬 オキサジアルギル、ビフェナゼート、ピリダリル<一部☆>、メコナゾール	5
19/10/18	厚	農薬 クロマフェノジド<一部☆>、メキシフェノジド<一部☆>	4
19/10/25	厚	農薬 アミスルブロム、チアジニル<一部☆>	3
19/10/25	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種	1
19/11/1	厚	添加物 水酸化マグネシウム	1
19/11/8	厚	農薬 ダイムロン、テブフェノジド<一部☆>	4
19/11/15	厚	農薬 アゾキシストロビン	1
19/11/29	厚	添加物 加工デンプン(アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。)	11
19/11/29	厚	農薬/動薬 シロマジン<一部☆>	4
19/11/29	農	動薬 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラバーデックス1%)	1
19/12/13	厚	農薬 カルプロバミド<一部☆>、チオベンカルブ<一部☆>	5
19/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とを掛け合わせた品種	2
19/12/13	厚	特定保健用食品 明治リカルデント _{TM} ミルク	1
19/12/20	厚	農薬 イミベンコナゾール☆、ピラフルフェンエチル<一部☆>、フルトラニル<一部☆>	6
19/12/20	厚	動薬 セフォペラゾン☆	1
19/12/20	厚	遺伝子組換え食品等 PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニン	1
19/12/20	厚	特定保健用食品 モーニングバランス	1
20/1/10	厚	農薬 インダノファン、ジチオピル<一部☆>、プロモブチド<一部☆>	5
20/1/10	厚	動薬 グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)	2
20/1/10	厚	動薬 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤1	1
20/1/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバック サーコフレックス)	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/1/10	厚	遺伝子組換え食品等 GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム(5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物)	1
20/1/17	厚	農薬 エスプロカルブ、シエノピラフェン、シラフルオフェン<一部☆>、ピリフタリド☆	6
20/1/24	厚	動薬/飼料添加物 コリスチン☆	2
20/1/31	厚	添加物 ナイシン	1
20/1/31	厚	農薬 フルベンジアミド	1
20/2/21	厚	農薬/動薬 エトキサゾール ☆	1
20/2/21	厚	農薬 カフェンストロール	2
20/2/28	厚	農薬 エチプロール<一部☆>、クロチアニジン	3
20/2/28	厚	農薬/動薬 イソプロチオラン<一部☆>	3
20/3/13	厚	添加物 L-グルタミン酸アンモニウム	1
20/3/13	厚	農薬 ジモトルフ、ベンゾビシクロン☆、ベンチアバリカルブイソプロピル、メフェナセト	5
20/3/13	厚	動薬 プロチゾラム ☆	1
20/3/13	農	動薬 プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル)	1
20/3/27	厚	添加物 バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド	2
20/3/27	厚	農薬 オリサストロビン	1
20/3/27	厚 農	動薬 鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(”京都微研”ポールセーバーSE/ST)	2
20/3/27	厚	動薬 ピルリマイシン	1
20/4/3	厚	農薬 インドキサカルブ<一部☆>、チアメキサム<一部☆>	4
20/4/10	厚	動薬 ベンゾカイン☆	1
20/4/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック)	2
20/4/17	厚	動薬 トルトラズリル	1
20/4/17	厚	清涼飲料水関連 1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、ホルムアルデヒド、銅	5
20/4/24	厚	農薬 フェンアミドン<一部☆>、ベンフレセート	3
20/4/24	農	動薬 フルニキシシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット 50 注射液)	1
20/5/1	厚	農薬 メタミドホス☆	1
20/5/8	農	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)*	1
20/5/15	厚	農薬 ジクロルミド☆、ハロスルフロメチル<一部☆>、ププロフェジン<一部☆>	6

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/5/15	厚	遺伝子組換え食品等 WSH 株を利用して生産された L-セリン	1
20/5/22	厚 農	動薬 豚オーエスキー病(g I - , t k -)生ワクチン(ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50)	2
20/5/22	厚	動薬 dl-クロプロステノール、バルネムリン☆	2
20/5/22	農	動薬 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)の再審査	1
20/5/29	厚	水道により供給される水の水質基準の改正 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)	2
20/6/5	厚	動薬 リファキシミン☆	1
20/6/5	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85 株)生ワクチン(ノビリス MG6/85)の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210 株)生ワクチン(”京都微研”ポールセーバーMG)の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI)、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)の再審査	8
20/6/5	農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)	1
20/6/19	厚	添加物 亜塩素酸水	1
20/6/19	厚	清涼飲料水関連 亜塩素酸、二酸化塩素	2
20/6/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) アスコルビン酸☆	2
20/6/19	農	飼料添加物 L-アスコルビン酸ナトリウム	1
20/6/26	厚 農	飼料添加物 タウリン、飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン、dl- α -トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム	3
20/7/3	厚	農薬 カズサホス、フェンブコナゾール、フロニカミド	3
20/7/3	厚	汚染物質 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保	1
20/7/10	厚	添加物 ステアロイル乳酸ナトリウム	1
20/7/17	厚	農薬 フルセトスルフロン、マンジプロパミド	2
20/7/24	厚	農薬 1-ナフタレン酢酸<一部☆>	2
20/7/24	厚	農薬/動物用医薬品 オキシソニック酸<一部☆>	3
20/7/24	厚 農	動薬 プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)、プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム、酸化マグネシウム	5
20/7/31	厚	添加物 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン	3
20/7/31	農	農薬 トリフロキシストロビン<一部☆>	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/8/7	厚 農	動薬 ミロサマイシン<一部☆>、ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイブラビン注 100)、ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)の再審査	4
20/8/7	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Streptomyces violaceoruber</i> (pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼ	1
20/8/21	厚	農薬 オキサジクロメホン<一部☆>、ゾキサミド☆	3
20/8/28	厚	農薬 アセタミプリド☆、チアゾピル☆、メタフルミゾン	3
20/9/4	厚	農薬 トリルフルアニド<一部☆>、プロポキシカルバズン☆	3
20/9/11	厚	農薬 アセキノシル<一部☆>、ピリプチカルブ	4
20/9/11	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(食品)	1
20/9/25	厚	農薬 オキサジアゾン<一部☆>、カルボキシ☆	3
20/9/25	厚	清涼飲料水関連 カドミウム	1
20/9/25	厚 農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(飼料)、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種	4
20/9/26	農	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びびほろほろ鳥を追加すること	1
20/10/2	厚	農薬 クロフェンセット☆、フルフェンピルエチル☆	2
20/10/9	厚	農薬 クロラントラニプロール、ピリプロキシフェン、プレチラクロール	4
20/10/16	厚	農薬 フルアクリピリム☆、ペンシクロン<一部☆>	4
20/10/23	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種は除く。)	1

注: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/11/6	厚	清涼飲料水関連 ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、臭素酸、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トルエン	7
20/11/13	厚	農薬 イミシアホス、フェリムゾン<一部☆>	3
20/11/20	厚	添加物 ソルビン酸カルシウム	1
20/11/20	厚	農薬 ピラスルホトール	1
20/11/27	厚	添加物 2-エチルピラジン、2-メチルピラジン	2
20/11/27	厚	農薬 EPN、フェノキサニル	3
20/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 HIS-No.1 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩	1
20/12/4	厚	農薬 フェントラザミド、ヨウ化メチル	2
20/12/11	厚	農薬 ジクロスラム☆、ヘキサジノン☆	2
20/12/18	厚	農薬 ジクロシメット、メフェンピルジエチル☆	2
20/12/18	厚 農	動薬 オメプラゾール、オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストロガード)、イミドカルブ☆、セフキノム☆、硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)の再審査*	5
21/1/8	厚	農薬 クロロエトキシホス☆、プロヒドロジャスモン、プロファム☆	3
21/1/15	厚	農薬 スピネトラム、トリブホス☆	2
21/1/22	厚	添加物 2-ペンタノール、2-メチルブチルアルデヒド	2
21/1/22	厚	農薬 ルフェヌロン<一部☆>	2
21/1/22	厚 農	動薬 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン(ノビリス AE+POX)、鶏伝染性気管支炎(AK01株)生ワクチン(アビテクトIB/AK)、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V 注射液)、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、酢酸ナトリウム	9
21/1/29	厚 農	動薬 豚パルボウイルス(油性アジュバント加)不活化ワクチン(パルボテック)	2
21/2/5	厚	農薬 ノバルロン、メタアルデヒド	2
21/2/12	厚	農薬 プタミホス<一部☆>	3
21/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 ILE-No. 1株を利用して生産されたL-イソロイシン	1
21/2/19	厚	農薬 テフリルトリオン	1
21/2/19	厚	動薬 ラフォキサニド☆	1
21/2/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) タウリン	2
21/2/26	厚 農	動薬 エプリノメクチン<一部☆>、エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(エプリネックス トピカル)	3

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き:~平成20年度まで)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/3/5	厚	農薬 メタラキシル及びメフェノキサム<一部☆>	3
21/3/5	厚	動薬 オキシベンダゾール☆	1
21/3/5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5(飼料)	1
21/3/12	厚	農薬 シメコナゾール	1
21/3/19	厚	農薬 トリフルスルフロンメチル☆、ピラクロストロビン、ボスカリド	3
21/3/19	厚	かび毒 総アフラトキシン(アフラトキシン B ₁ ,B ₂ ,G ₁ 及び G ₂)	1
21/3/26	厚	農薬 プリミスルフロンメチル☆、メソトリオン<一部☆>、レピメクチン	4
21/3/26	厚	動薬 テルデカマイシン☆	1
21/3/26	厚	飼料添加物 デストマイシンA☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/4/2	厚	添加物 プロピオンアルデヒド	1
21/4/2	厚	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>、ミルベメクチン<一部☆>	4
21/4/9	厚	農薬 アジムスルフロン☆	1
21/4/9	厚 農	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91株)(ノビリスIB4-91)の再審査	2
21/4/16	厚	農薬 シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ	2
21/4/23	厚	農薬 イプロベンホス<一部☆>	2
21/4/30	厚	農薬 イソチアニル	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒)	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK2ABPC顆粒)※	2
21/5/14	厚	農薬 エスプロカルブ、スピロテトラマト	2
21/5/14	厚	遺伝子組換え食品等 GGI株を利用して生産されたL-グルタミン	1
21/5/21	厚	添加物 6-メチルキノリン	1
21/5/21	厚	農薬 ミクロブタニル☆、クロランスラムメチル☆	2
21/5/28	厚	農薬 アジンホスメチル☆	1
21/6/4	厚	新開発食品 グルコバスター カプセル	1
21/6/11	厚	農薬 ジメテナミド<一部☆>	2
21/6/18	厚	動薬 クレンブテロール☆	2
21/6/18	農	塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)の再審査、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査	2
21/6/25	厚	農薬 スピロメシフェン、ピフェントリン	2
21/6/25	厚	動薬 カルプロフェン☆	1
21/6/25	厚	飼料添加物 ノシヘプタイド☆	1
21/6/25	内厚農	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※	1
21/6/25	厚 農	微生物・ウイルス 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ◎	1
21/7/9	厚	農薬 プロパモカルブ<一部☆>、農薬 メチオカルブ☆	3
21/7/9	厚	遺伝子組換え食品等 パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統	1
21/7/16	厚	添加物 フルジオキソニル	1
21/7/16	農	農薬 フルジオキソニル☆、フルシラゾール<一部☆>	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/7/23	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム、3-メチル-2-ブタノール	2
21/7/23	厚	農薬 クロメプロップ<一部☆>、プロチオコナゾール	3
21/7/30	厚	農薬 ピリフルキナゾン、メラクロール<一部☆、(清涼飲料水)>	4
21/7/30	厚	動薬 カラゾロール☆	1
21/7/30	厚	遺伝子組換え食品等 XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ	1
21/8/6	厚 農	動薬 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))の再審査、動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スバキシン PCV2/スバキシン PCV2 FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクト NB/TM)	6
21/8/6	厚	動薬 牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤	1
21/8/20	厚	汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正	1
21/8/20	厚	清涼飲料水関連 クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジプロモクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン	5
21/8/27	厚	添加物 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン	1
21/8/27	厚	農薬 ベンダイオカルブ☆、ピリミスルファン	2
21/8/27	厚	新開発食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク、麦の葉うまれの食物繊維	3
21/9/3	厚	農薬 ピリプロキシフェン	1
21/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ	1
21/9/10	厚	農薬 アミスルブロム	1
21/9/10	厚 農	動薬 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)	2
21/10/1	厚	動薬 ケトプロフェン☆、ピペラジン☆	2
21/10/1	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆	2
21/10/1	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種	1
21/10/8	厚	添加物 2-エチル-5-メチルピラジン	1
21/10/15	厚	汚染物質 カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/10/22	厚	農薬 キザロホップエチル<一部☆>、ペントキサゾン、トリネキサパックエチル☆	4
21/10/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/10/29	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/11/5	厚	農薬 クロルフェナピル	1
21/11/5	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム、PHE-No.2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	3
21/11/12	厚	添加物 イソペンチルアミン	1
21/11/12	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
21/11/19	厚	農薬 エトフェンプロックス<清涼飲料水>	2
21/12/3	農	農薬 チジアズロン☆	1
21/12/3	厚 農	動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミュンN)	2
21/12/3	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン	1
21/12/17	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン、メプロニル<一部☆><清涼飲料水>	4
22/1/7	厚	農薬 塩酸ホルメタネート☆、メキシフェノジド	1
22/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種は除く。)	1
22/1/14	厚	農薬 シエノピラフェン	1
22/1/14	厚	動薬 フルベンダゾール☆	1
22/1/21	厚	添加物 ケイ酸マグネシウム	1
22/1/21	厚	農薬 シフルメトフェン	1
22/1/28	厚	農薬 アゾキシストロビン、プロピリスルフロシ	2
22/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統を掛け合わせた品種■	1
22/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5(食品)	1
22/2/18	農	動薬 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査(抗菌性の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会。今後、薬剤耐性菌の審議が必要)■ (1)	

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。 ■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度終わり)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
22/2/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種は除く)■	1
22/2/25	厚	農薬 グルホシネート<一部☆>、スピネトラム	2
22/2/25	厚 農	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー)◎	8
22/3/4	厚	添加物 ブチルアミン	1
22/3/4	厚	農薬 メミノストロピン<一部☆>	2
22/3/4	厚	動薬 メベンダゾール☆	1
22/3/11	厚	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(食品)	1
22/3/18	厚	添加物 フェネチルアミン	1
22/3/18	厚	農薬 シアゾファミド、ピリダリル	2
22/3/18	厚	動薬 レバミゾール☆	1
22/3/18	農	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(飼料)	1
22/3/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種■	1
22/3/25	厚	農薬 オキシフルオルフェン☆、エトプロホス☆	2
22/3/25	農	動薬 牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価	

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
22/4/1	厚	農薬 ピリミノバックメチル	1
22/4/1	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統(食品)■	1
22/4/8	厚	農薬 フェンチオン<一部☆><一部 清涼飲料水>	3
22/4/8	厚	農薬及び動薬 スピノサド<一部☆>	4
22/4/8	農	遺伝子組換え食品等 耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統(飼料)■	1
22/4/28	環	農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について	1
22/4/28	厚	添加物 1-ペンテン-3-オール	1
22/4/28	厚	添加物 3-メチル-2-ブテノール	1
22/4/28	厚	動薬 ホスホマイシン☆、ホスホマイシンナトリウム	3
22/4/28	農	動薬 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))(再審査)*■	(1)
22/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種を除く。)■	1
22/5/13	厚 農	動薬 鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウイン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンドMH)の再審査■	6
22/5/20	厚	添加物 ピペリジン	1
22/5/20	厚 農	動薬 豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(エンテリゾール イリアティス TF,同 FC,同 HL,同 HC)■	2
22/6/3	厚	添加物 ピロリジン	1
22/6/3	厚 農	動薬 アセトアミノフェン、アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30)■	2
22/6/3	厚 農	動薬 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシユアER)■	2
22/6/3	厚	遺伝子組換え食品等 THR-No.1 株を利用して生産された L-トレオニン■	1
22/6/10	消	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について※	1
22/6/17	厚	農薬 アセキノシル■、ジチアノン<一部☆>■	3
22/6/24	厚	農薬 イノキサフルトール☆、イマザピックアンモニウム塩☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
 *印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。
 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である
 (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
22/6/24	厚	動薬 クラブラン酸☆、セファレキシン☆	2
22/7/1	厚	動薬 クロルスロン☆	1
22/7/1	厚	農薬 ピコリナフェン☆	1
22/7/15	厚 農	鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査■、動薬 牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキシイド(「京都微研、キャトルウイン-C15)の再審査■	4
22/7/15	厚	添加物 2,6-ジメチルピリジン	1
22/7/22	厚	農薬 アセフェート<一部☆>(清涼飲料水)、エチプロール、フルベンジアミド	4
22/7/29	厚	添加物 トリメチルアミン	1
22/7/29	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、ラクトフェン☆	2
22/8/5	厚	農薬 チオベンカルブ	1
22/8/19	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種を除く。)■、除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品)■、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品)■、HIS-No.1株を利用して生産された L-ヒスチジン■	4
22/8/26	厚	添加物 5-エチル-2-メチルピリジン	1
22/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(飼料)■、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(飼料)■	2
22/9/2	厚	水道水の水質基準(トリクロロエチレ)	1
22/9/9	厚	農薬 イミダクロプリド■、インダノファン■、フロニカミド、ピメトロジン☆	5
22/9/9	農	農薬 イミダクロプリド<飼>☆	1
22/9/9	厚	農薬(及び動薬) ジノテフラン	1
22/9/9	厚	動薬 モネパンテル■	1
22/9/16	厚	農薬 TCMTB☆、ノルフルラズン☆	2
22/9/16	厚	農薬(及び動薬) イソプロチオラン■	1
22/9/30	厚	農薬 ベノキサコール☆	1
22/10/7	厚	添加物 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン	2
22/10/7	厚	農薬 アミトロール<一部☆>、ペンディメタリン<一部☆><一部#>	5
22/10/14	厚	農薬 エタルフルラリン☆、ベンフルラリン☆	2
22/10/14	厚	遺伝子組換え食品等 VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリン■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
 *印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
22/10/19	厚	清涼飲料水関連物質 シアン	1
22/10/21	厚	農薬 ベンスルフロンメチル<一部☆><一部#>	2
22/10/28	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン	1
22/10/28	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)*■ (1)	
22/11/4	農	農薬 クロルピリホス(飼)☆	1
22/11/18	厚 農	かび毒 デオキシニバレノール及びニバレノール◎	2
22/11/25	厚	遺伝子組換え食品等 pGlu 株を利用して生産されたグルカナーゼ■	1
22/11/25	厚	飼料添加物 エフロトマイシン☆★	1
22/12/9	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 8 品種を除く)■	1
23/1/6	厚	添加物 ピラジン	1
23/1/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 5 品種を除く。)■	1
23/1/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS8 と除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネ RF3 と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ RT73 からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 1 品種を除く。)■	1
23/1/27	厚	添加物 6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5 <i>H</i> -シクロペンタピラジン、3-メチル-2-ブテナール	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
 *印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
23/2/3	厚	添加物 イソキノリン	1
23/2/3	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■	1
23/2/10	厚	農薬 トリアゾホス☆、トルフェンピラド■、ベンチアバリカルブイソプロピル■、マンジプロバミド■、ヨウ化メチル■	5
23/2/10	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(食品)■	1
23/2/17	厚	遺伝子組換え食品等 LEU-No.2 株を利用して生産された L-ロイシン■	1
23/2/24	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(飼料)■	1
23/3/3	厚	農薬 エチクロゼート<一部☆>	2
23/3/10	厚	動薬及び飼料添加物 セデカマイシン☆	1
23/3/10	厚	遺伝子組換え食品等 HxR-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■	1
23/3/10	消	特定保健用食品 ポリフェノール茶■	1
23/3/29	厚	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること□	(1)
23/3/31	厚	添加物 2-エチル-6-メチルピラジン、ピロール	2
23/3/31	厚	動薬 セファロニウム☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
 ＊印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。□印は、厚生労働省からの評価要請のあった「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものであり、今後も継続して食品健康影響評価を行う。

IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚 農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針

平成 22 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域		
研究課題	主任研究者	所属組織
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 遺伝子発現モニターマウスを用いた発達期脳に対する化学物質暴露影響評価法の開発	森 寿	富山大学
・ フタル酸エステルの生殖・次世代影響の健康リスク評価に関する研究	那須民江	名古屋大学
・ 食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発	佐藤薫	国立医薬品食品衛生研究所
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 市販鶏卵におけるSalmonella Enteritidis汚染の疫学調査とリスク評価のための予備的研究	江口正志	(財) 畜産生物科学安全研究所
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 食品中ナノマテリアルの腸管吸収及び体内動態の特性を利用したリスク評価手法の開発	堤康央	大阪大学
・ グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究	小川久美子	国立医薬品食品衛生研究所
・ 用量反応性評価におけるベンチマークドース法の適用に関する研究	広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所
・ ナノ物質の経口暴露による免疫系への影響評価手法の開発	蜂須賀暁子	国立医薬品食品衛生研究所
・ トランス脂肪酸による動脈硬化性疾患の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立	平田健一	神戸大学

平成 21 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

<平成 19 年度採択課題（8 課題）>

研究領域		評価結果
研究課題	主任研究者 所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発	土田 成紀 弘前大学	目標の達成は不十分であった。
・ ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析	笹野 公伸 東北大学	
・ 化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築	出川 雅邦 静岡県立大学	目標の達成は不十分であった。
・ 毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究	長谷川 隆一 国立医薬品食品衛生研究所	目標を達成した。
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域		
・ 予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発	小関 成樹 (独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	目標を達成した。
・ 腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析	工藤 由起子 国立医薬品食品衛生研究所	目標を達成した。
・ 食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発	青木 宙 東京海洋大学	目標以上の成果があった。
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発	手島 玲子 国立医薬品食品衛生研究所	目標以上の成果があった。

<平成 20 年度採択課題（3 課題）>

研究領域		評価結果
研究課題	主任研究者 所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定	池田 正之 財団法人京都工場保健会	目標以上の成果があった。
・ メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明	佐藤 洋 東北大学	目標以上の成果があった。
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域		
・ 農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立	中村 政幸 北里大学	目標の達成は不十分であった。

平成 23 年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域

I 化学物質関連分野

○胎児期・発達期の暴露に関する研究

(キーワード：中枢・末梢神経への影響、生殖発生への影響、内分泌への影響、胎盤移行性、母乳移行性、血液脳関門移行性)

II 生物学関連分野

○薬剤耐性菌の特性解析に関する研究

(キーワード：動物用医薬品、飼料添加物、薬剤耐性の獲得の機序、薬剤耐性菌の伝播、疫学調査、リスク評価モデル)

○有害微生物等に関する研究

(キーワード：リステリア・モノサイトゲネス、ノロウイルス、E型肝炎ウイルス、ウイルスの病原性に及ぼす物理化学的因子の影響、血清型・遺伝子型との関連における病原性、動植物中の保有状況、原虫・寄生虫による食中毒、発症菌量と症状)

III 新しい評価手法の開発に関する分野

○遺伝子改変モデル動物等を用いた新しい評価に関する研究

(キーワード：トランスジェニック動物、キメラ動物、遺伝毒性試験、発がん性試験、不確実係数(安全係数)、作用機序)

IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野

○自ら評価案件

(キーワード：アルミニウム、ヒ素(アルセノシュガー、アルセノリピッド))

○緊急時対応に必要な研究

(キーワード：急性参照用量)

平成22年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

<平成21年度採択課題（5課題）>

研究領域			評価結果
研究課題	主任研究者	所属組織	
①食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域			継続
・ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発	遠山千春	東京大学	
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域			継続
・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価方法の開発	小西良子	国立医薬品食品衛生研究所	
・日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発	足立真佐雄	高知大学	継続
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域			継続
・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立	郡健二郎	名古屋市立大学	
・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析	古田雅一	大阪府立大学	継続

<平成22年度採択課題（9課題）>

①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・遺伝子発現モニターマウスを用いた発達期脳に対する化学物質暴露影響評価法の開発	継続	
森 寿	富山大学	
・フタル酸エステルの生殖・次世代影響の健康リスク評価に関する研究	継続	
那須民江	名古屋大学	
・食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発	継続	
佐藤薫	国立医薬品食品衛生研究所	
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域		
・市販鶏卵におけるSalmonella Enteritidis汚染の疫学調査とリスク評価のための予備的研究	完了	
江口正志	(財)畜産生物科学安全研究所	
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域		
・食品中ナノマテリアルの腸管吸収及び体内動態の特性を利用したリスク評価手法の開発	継続	
堤康央	大阪大学	
・グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究	継続	
小川久美子	国立医薬品食品衛生研究所	
・用量反応性評価におけるベンチマークドース法の適用に関する研究	継続	
広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所	
・ナノ物質の経口暴露による免疫系への影響評価手法の開発	継続	
蜂須賀暁子	国立医薬品食品衛生研究所	
・トランス脂肪酸による動脈硬化性疾患の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立	継続	
平田健一	神戸大学	

平成22年度に開催した意見交換会

番号	日付	開催地	意見交換会名	共催団体
1	平成22年 6月9日	東京都	食品安全委員会セミナー「食品分野におけるナノテクノロジーの今－欧州の動き－」	
2	7月5日	東京都	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第5話」 誰でもなる！？食中毒を防ぐ調理を考える	群馬県
3	7月30日	東京都	食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する リスク評価の対象案件候補の募集に関する意見交 換会	
4	8月20日	岡山県	食品のリスクを考えるワークショップ（岡山県備 中地区）－知ろう防ごう食中毒－	岡山県
5	8月31日	愛知県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（愛知県 ・岡崎市）農産物の安全性を考える－農薬が基 準の2倍検出された食品は危険か安全か？－	愛知県、 岡崎市
6	9月9日	東京都	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第6話」 ～科学の目で考える食中毒～どうしてなるの？な ったらどうなるの？	群馬県
7	10月8日	佐賀県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（佐賀 県）食中毒を起こすビブリオ菌のあれこれ～正 しく怖がるために～	佐賀県
8	10月16日	岡山県	食品のリスクを考えるワークショップ（岡山県美 作地区）－知ろう防ごう食中毒－	岡山県
9	10月18日	群馬県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（群馬 県）“濃い茶目の毒気の薬”のしくみ－お茶の 機能性と安全性を科学する－	群馬県
10	10月26日	長野県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（長野 市）それって大丈夫？お肉の生食	長野市
11	11月5日	東京都	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第7話」 食中毒と感染症の不思議～ヒトと動物の見えな い壁	群馬県
12	11月8日	徳島県	ジュニア食品安全ゼミナール（徳島県）	徳島県

13	11月9日	徳島県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（徳島県）食品に農薬はどれくらい残留しているの？	徳島県
14	11月12日	愛媛県	食品のリスクを考えるワークショップ（愛媛県松山市）－ノロウイルス食中毒の予防と対策－	愛媛農政事務所、愛媛県、松山市
15	11月16日	埼玉県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（さいたま市）残留農薬は、安全なの？危険なの？	さいたま市
16	11月26日	滋賀県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（滋賀県）農産物に残留する農薬のリスクはどのくらい？	滋賀県
17	12月3日	京都府	食品のリスクを考えるワークショップ（京都府）－ノロウイルス食中毒の特徴と対策－	厚生労働省、京都府
18	12月13日	長崎県	ジュニア食品安全ゼミナール（長崎県）	長崎県
19	12月15日	青森県	食品のリスクを考えるワークショップ（青森県）－安全な食品ってなんだろう？－	青森県
20	平成23年 1月14日	愛知県	食品のリスクを考えるワークショップ（豊田市）－どう思う？食品添加物－	豊田市
21	1月21日	岡山県	食品のリスクを考えるワークショップ（岡山県備前地区）－知ろう防ごう食中毒－	岡山県
22	1月25日	栃木県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（栃木県）除草剤は危険なのか？安全なのか？米作りを通して食の安全を考えよう	栃木県
23	1月28日	福岡県	食品のリスクを考えるワークショップ（福岡県）－お肉の生食と食中毒－	福岡県
24	2月2日	高知県	ジュニア食品安全ゼミナール（高知県）	高知県
25	2月3日	富山県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（富山県）家庭でできる食中毒予防のポイント	富山県
26	2月10日	山口県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（山口県）微生物の特性を知って食中毒を予防しよう	山口県
27	3月2日	東京都	食品添加物のリスク評価について	

外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

- (1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問
- ① 訪問先：オーストラリア（見上委員ほか）
豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)
日 程：平成22年7月24日～28日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ② 訪問先：カナダ（事務局員）
カナダ保健省ほか
日 程：平成23年2月7日～12日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、
- ③ 訪問先：香港、シンガポール（野村委員ほか）
香港食物環境衛生所(FEHD)、シンガポール農食品・獣医庁
日 程：平成23年2月16日～19日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ④ 訪問先：フランス（畑江委員ほか）
フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)ほか
日 程：平成23年2月24日～3月2日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ⑤ 訪問先：イタリア（事務局員）
欧州食品安全機関(EFSA)
日 程：平成23年2月20日～23日
目 的：実務会合
- (2) 国際会議等への出席
- ① FAO/WHO合同食品添加物専門家会合(JECFA)（スイス）
平成22年6月7日～18日 専門委員
FAO/WHO合同残留農薬専門家会合(JMPR)（イタリア）
平成22年9月20日～10月1日 専門委員
- ② コーデックス
残留農薬部会（中国） 平成22年4月18日～25日 事務局
汚染物質部会（トルコ） 平成22年4月25日～5月2日 事務局
食品残留動物用医薬品部会（米国）
平成22年8月28日～9月5日 事務局
抗菌剤耐性に関する特別部会（韓国） 平成22年10月15日～22日 事務局
- ③ OECD
急性参照用量設定に関するガイドラインの設定（米国）
平成22年10月24日～28日 専門委員
農薬作業部会（フランス） 平成22年10月10日～10月15日
専門委員、事務局
農薬作業部会（フランス） 平成23年3月26日～4月2日 事務局
- ④ その他
ナノテクノロジーに関するEFSAワーキンググループ（ベルギー）
平成22年4月14日～16日 専門委員
- 米国バイオテクノロジーツアー（米国）
平成22年7月25日～8月1日 事務局
プリオン2010（オーストリア） 平成22年9月7日～13日 専門委員、事務局
- Nanotechnology in the food chain（ベルギー）
平成22年11月23日～26日 専門委員、事務局
第2回国際リスク評価会議（ベルギー） 平成23年1月25日～29日 事務局
- 化学物質系のリスク評価に関するTERAのプログラム（米国）
平成23年2月6日～13日 事務局
- 米国毒性学会（米国） 平成23年3月6日～12日 事務局

海外研究者及び専門家の招へい

- ① 平成22年6月5日～10日
欧州委員会健康・消費者保護総局E6ユニット次長（新食品担当部局）
ルイ・カバレイロ・アゼベド博士
- ② 平成22年8月15日～21日
イタリア保健省 TSEタスクフォース 委員
ジアンルイジ・ザヌッソ博士
- ③ 平成22年10月24日～29日
欧州食品安全機関（EFSA）汚染物質パネル座長
ジョセフ・シュラッター博士

平成 22 年度食品安全確保総合調査一覧

- ① 食品中に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査
- ② 食品安全委員会によるリスクコミュニケーションの効果的推進に資するための、行政によらない地域におけるコミュニケーション活動等に関する調査
- ③ ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査
- ④ 食品により媒介される感染症等に関する文献調査
- ⑤ ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査
- ⑥ 海外の主要なリスク評価機関等や国内の主な機関等における利益相反規定の有無及び内容に関する調査
- ⑦ 食品の安全性に関する効果的な啓発素材の開発に関する調査
- ⑧ 輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード（微生物・ウイルスを除く。）に関する文献調査
- ⑨ 暫定基準が設定された化学物質（農薬及び飼料添加物）に係る食品健康影響評価に関する調査
- ⑩ 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査
- ⑪ 海外食品安全機関の動向に関する調査

平成23年度食品安全委員会運営計画（平成23年3月31日委員会決定）

第1 平成23年度における委員会の運営の重点事項

1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。

なお、平成21年に新たに設置された消費者庁との役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも引き続き配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。

2 また、「食品安全委員会の改善に向けて」（平成21年3月26日委員会決定）により取りまとめられた改善方策を引き続き確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。

3 平成23年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価等を実施する一方で、国民の不安感等を的確に把握して、科学的知見に基づく評価結果等の情報を国民に対して丁寧に分かりやすく発信することとし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。

(1) 食品の安全性に対する国民の不安感等を踏まえてリスクコミュニケーションを的確に実施するため、様々な機会において国民の不安感等を積極的に把握するとともに、科学的情報等について、情報の受け手や使い手のニーズを踏まえてよりの確に収集・分析・整理するほか、国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて丁寧に発信する。なお、緊急時においては、迅速性を重視した情報発信を行う。

(2) 食品健康影響評価等を科学的知見に基づき適切に実施するため、収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により食品健康影響評価を効果的・効率的に実施するとともに、特に委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）については、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映、評価案件以外の案件候補についての情報発信等により国民との関係にも重点を置いて体系的に実施する。また、食品健康影響評価の結果を適切にリスク管理に反映させるため、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視等を活性化するとともに、特に緊急時等において適時に重要事項の

調査審議を行える態勢や、必要に応じて意見を述べる態勢を整える。

- (3) 上記(1)(2)については、食品安全行政の国際化の進展にも鑑みて、欧州食品安全機関（E F S A）その他の国際機関等との連携、海外への情報発信等の対応を併せて行う。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日委員会決定）のフォローアップ、平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成23年5～6月頃）
- ・ 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年8～12月頃）
- ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～12月頃）
- ・ 平成24年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成24年1～2月頃）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね3～4か月ごとに開催し、これまでにリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた推進の方向性を踏まえ、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策について調査審議を行う。

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4か月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらの見直しを行う。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、各専門調査会を開催する。その際、以下の事項に特に留意し、評価の迅速化・質の向上を図る。

- ・ 必要に応じて専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(i)専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ii)関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応を行う。
- ・ ポジティブリスト制度下における評価案件数の増加等に対応するため、明らかに評価が不要な案件、既に評価が終了した案件等について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、効率的に調査審議を進める。

(6) 専門調査会の連携の確保

複数の専門調査会に共通する事項等に関し、委員及び専門委員の間で意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年1回以上開催する。

2 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成

(1) 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成23年5～6月頃）

平成22年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

(2) 平成24年度食品安全委員会運営計画の作成（平成24年1～3月頃）

平成24年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価に必要な資料が的確かつ迅速に提出されるよう働きかけるとともに、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。

(1) 平成22年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等に鑑み、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成23年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響

評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めるものとする。

- (3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野や既に評価要請がなされた清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。
- (4) 国際汎用添加物に関して、行政刷新会議から指摘のあった「食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化」中の関係部分について取り組む。

2 評価ガイドラインの策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も適宜活用しながら、起草作業等を着実に進め、早期策定を目指す。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

「自ら評価」を行う案件の選定についての優先順位の考え方を踏まえ、広く国民の不安感等を反映しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定する。

また、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を含めて検討すること等を前年度に引き続き実施し、委員会において平成23年度内に「自ら評価」案件の選定を行う。

また、「自ら評価」を行うには至らないとされた案件についても、ファクトシート、Q&A等による国民への情報提供や意見交換会の実施、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。

なお、「自ら評価」を行う案件の選定に関連して実施するリスクコミュニケーションについては、案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

(2) 「自ら評価」の実施

「自ら評価」を行うことを決定している案件について、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究を「自ら評価」にも活用できるよう効果的・効率的に組み合わせを行い、その成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告・意見申出等の必要性を視野に入れた検討にも努める。

また、委員会は、「自ら評価」を行うこととなった案件について、必要に応じて、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から報告を受け、以後の取扱いを検討する。

個別の案件については、以下のとおり進める。

- ・ 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定）については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、優先度の高い3評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）の評価の実施に必要なデータの収集等を進めるとともに、その他の微生物・ウイルスに関する案件の評価の実施可能性に係る調査審議を進める。
- ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。
- ・ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。
- ・ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、引き続き、新開発食品専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、評価に必要な情報の収集を進める。
- ・ 平成22年度に「自ら評価」を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。

(3) 「自ら評価」の結果の情報発信

「自ら評価」の評価結果について丁寧に分かりやすく情報発信するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても適切な手段で情報発信するなど、国民の不安感等を踏まえてその解消に向けた情報発信を行う。

(4) 「自ら評価」の結果の活用の働きかけ

「自ら評価」の評価結果を活用して適切なリスク管理措置が行われるよう、リスク管理機関に対して積極的に働きかける。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視（モニタリング）等を活性化するため、以下の取組を実施する。

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成23年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成23年10月頃及び平成24年4月頃を目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、「自ら評価」の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。

なお、勧告・意見申出等については、引き続きその積極的な活用に向けた考え方の整理を行うとともに、緊急時においては、重要事項についての調査審議を行える態勢や、必要に応じてリスク管理機関への意見申出を行える態勢を整える。

2 食品安全モニターからの報告

委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況について情報の提供を受けるとともに、食品安全に関する意見・要望等を聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、全国に470名の食品安全モニターを依頼し、地域におけるリスク管理状況等の把握に努める。

また、食品安全モニターが情報提供等をしやすいよう、参考となる資料を食品安全モニターに配布するなど環境整備を図る。

第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進

最新の科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を的確に行うため、今後5年間に委員会において推進することが必要な調査・研究について目標及びその達成に向けた方策（道筋）を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）に基づき、調査・研究企画調整会議の調査審議も踏まえ、調査・研究を効果的・効率的に行う。課題の選定及び成果の活用に際して「自ら評価」案件も考慮に入れる。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

(1) 食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。

なお、公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるように周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成22年度に終了した研究課題については、事後評価を適切に実施する。

また、得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用するとともに、調査・研究合同成果発表会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

(3) 平成23年度の新規採択課題を含め平成24年度に継続する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう年度途中において進捗状況調査を行うとともに、中間評価を適切に実施する。

(4) 研究費の適切な執行を図る観点から、平成23年度新規課題を中心に、研究受託者に対する実地指導を推進する。

(5) 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」等を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成23年度に実施する課題を5月頃までに決定する。また、入札参加者を増やすことで、よりの確な調査成果を得るため、シンクタンク業界団体等を通じて公告関係情報を迅速に提供するとともに、公告開始から入札までの期間を延長するなど入札環境を改善し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品の安全性に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査の対象課題を選定する。

また、選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

第6 リスクコミュニケーションの促進

1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催

委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、国民の関心事項や意見等を把握し、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。

- ・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの
 - ・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの
- また、消費者等に身近な事項をテーマとした対話型の意見交換会とするため、地方公共団体や地域の消費者団体等と連携して開催する。

なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。

2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

(1) ホームページ等による情報提供

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレットの発行等国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて、積極的に情報提供を行う。特に、緊急時には迅速性を重視した情報発信を行う。また、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。

ホームページについては、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供など一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、食品健康影響評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、トップページのコンテンツ項目の見直し及び配置の見直しを行ったところであるが、更に階層化を進めることによって一般的情報から、専門的情報に必要なに応じてリンクできるようホームページの改善を進める。

また、「自ら評価」の案件決定プロセスにおいても、国民の不安感等を丁寧に把握するとともに、「自ら評価」の結果を丁寧に分かりやすく情報提供するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても、ホームページ等への掲載等、適切な手段で情報提供を行う。

(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化

国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

また、委員会が収集・分析した情報を発信するだけでなく、一部国民の間に流布されている不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。

(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生等を対象とした意見交換会の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。

4 リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援

食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。

また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する知見の高度化のためのセミナーの開催やメールボックスを活用した情報提供を実施する。

5 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、食品健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体と開催ノウハウの共有を図るほか、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得て実施するなど、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

委員会の緊急時対応の指針等を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、「自ら評価」の実施やリスク管理機関から要請のあった食品健康影響評価の優先的実施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表する。国民の不安感を解消するため、緊急時には臨時的に休日の食の安全ダイヤル開設等の柔軟な対応を行う。また、必要に応じて、重要事項としての調査審議やリスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図り対処する。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。

また、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見を「ハザード概要シート」等として出せるよう提供先のニーズを踏まえて整理する。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

食品健康影響評価のほか、緊急時対応、重要事項の調査審議等に活用するため、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に毎日収集し、情報の受け手や使い手である消費者等の国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行う。整理・分析した情報については、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して食品安全総合情報システムや隔週ごとに作成する「ハザード報告シート」により適切かつ分かりやすく国民に発信する。

このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討を隔週に実施するほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に「自ら評価」に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめた「ハザード概要シート」等の作成・更新を進める。

なお、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供に協力いただける専門家等とのネットワーク作りに引き続き務める。

第9 国際協調の推進

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、同合同農薬専門家会議（JMPR）その他、コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合等食品の安全性に関する国際会議等に委員等を計画的に派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に速やかに報告し、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、欧州食品安全機関（EFSA）や豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ）とその他外国政府機関との連携を強化・具体化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、月報や年度運営計画の配信等英語版ホームページの充実を図る。また、食品健康影響評価結果の概要を含め、広く外国政府機関や国際機関への情報発信を強化し、情報交換することにより、国際的な貢献を推進する。